入居者及びその家族と意見を交換する機会を設ける	□はい □いいえ
地域社会との交流及び連携を図る	□はい □いいえ
災害に対応するための仕組みを整備する	□はい □いいえ
事故の発生及び再発を防止するための仕組みを整備する	□はい □いいえ
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための仕組みを整備する	□はい □いいえ
入居者の健康状態及び生活状況を把握し、変化があったときは、当該入居者の家族に連絡する仕組みを整備する	□はい □いいえ
入居者間の交流の促進を図る	□はい □いいえ
登録事業者又は登録事業者から委託を受けた者から提供される福祉サービスと、それ以外の者から提供される福祉サービスを明確に区分する	□はい □いいえ
入居者が希望する場合には、介護サービスの提供に必要な当該入居者に関する情報を、介護支援専門員と共有する仕組みを整備する	□はい □いいえ
基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを職員及び入居者に周知する	□はい □いいえ
職員の教育及び研修に関する計画を策定する	□はい □いいえ
職員に対して、認知症に関する研修を行う	□はい □いいえ
職員を登録事業者が行う研修以外の研修に参加させる仕組みを整備する	□はい □いいえ
サービス付き高齢者向け住宅事業の実施に必要な人材の確保のために必要な措置を講じる	□はい □いいえ

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前にされた高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下この項において同じ。）の申請であって、この省令の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現に提出されている登録申請書の様式は、なお従前の例による。